

総評相第 195 号
平成 22 年 9 月 13 日

厚生労働省職業能力開発局長 殿

総務省行政評価局長

緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の
支給要件の見直しについて（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、次のような申出がありました。

「緊急人材育成支援事業による職業訓練を平成 21 年 10 月から 12 月までの間受講した。公共職業安定所からは、月の訓練日数の 8 割以上出席すれば、訓練・生活支援給付金が毎月 10 万円支給されるという説明を受けたが、10 月と 11 月は支給されたものの、12 月については、訓練日数 16 日の 8 割に当たる 13 日出席したにもかかわらず支給されなかった。

公共職業安定所に照会したところ、訓練最終月に当たる 12 月は、最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席が必要であるが、3 日欠席したため支給されないとの回答であった。このような説明は受けていないし、何故、訓練最終月だけ支給要件を最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席としなければならないのか納得できない。」

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、緊急人材育成支援事業について、よりの確かつ効果的な実施を図る観点から、①緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件を、訓練への出席状況及び訓練の修了の成果を考慮したものとすよう見直すこと、②現在検討している新たな求職者支援制度においても①の点を踏まえた支給要件とすること、及び③訓練・生活支援給付金は、訓練受講者の訓練期間中の生活給付を行い訓

練への出席を円滑にするものであることを踏まえ支給申請から支給までの期間を短縮することについて、検討する必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の検討結果等について、平成 23 年 3 月 11 日までにお知らせください。

記

1 緊急人材育成支援事業

厚生労働省は、平成 21 年度補正予算で「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、平成 21 年 7 月から 23 年 3 月末までの緊急・暫定的な事業として、雇用保険を受給できない求職者(注)を対象とした緊急人材育成支援事業（以下「支援事業」という。）を実施している。支援事業では、i）雇用保険を受給できない求職者を対象とした職業訓練として、専修学校、教育訓練企業等（以下「訓練実施機関」という。）を活用し、3 か月から 1 年までの期間の訓練を実施するとともに、ii）公共職業安定所長のあっせんにより職業訓練を受講する者で、収入要件等一定の要件を満たす者に対し、訓練期間中の生活給付として被扶養者の有無に応じ月額 10 万円又は 12 万円の訓練・生活支援給付金（以下「支援給付金」という。）を支給している。事業開始から平成 22 年 8 月 10 日現在まで、全国で約 9 万 3 千件の受給資格の認定がされている。

(注) 例えば、i) 非正規労働者として雇用され雇用保険に加入していないため、離職後に雇用保険の受給資格を有しない者、ii) 離職後の雇用保険の受給期間が終了した長期失業者等が該当する。

2 支援給付金の給付

(1) 支援給付金の支給要件

訓練開始月における支援給付金は、訓練受講者の生活を保障し、以後の訓練を円滑に受講できるようにするため、訓練開始月において、1 日以上
の訓練の出席が確認できれば、訓練実施機関を通じて支給申請を行った訓練受講者に支給することとされている。訓練開始月の翌月以降は、支援給付金の受給だけを目的とする者を排除し、訓練受講者に訓練への出席を促

すため、前月の訓練日数の8割以上に出席した場合に限り支給することとされている。

ただし、訓練最終月については、前月の訓練日数の8割以上の出席に加え、訓練最終月の最初の訓練日数10日間の8割以上に出席していることが要件とされている。これについて、厚生労働省では、訓練最終月終了後にその月の訓練日数の8割以上の出席を確認して支給することとした場合、前回の支給日からの期間が約2か月間と長くなるため、このような支給要件としたものであると説明している。

しかし、この変則的とも言える訓練最終月の支給要件については、訓練受講者に対して周知が十分に図られておらず、このことが本件申出の原因の一つとなっていると考えられる。

また、訓練最終月については、支援給付金の支給決定に当たって、最初の訓練日数10日間の出席状況の占めるウエイトが大き過ぎるため、次のように、訓練受講者にとって不平等な状況が生じたり、訓練に積極的に出席し訓練を修了してもそれが適切に評価されないといった問題がある。

- ① 訓練最終月の全訓練日数の8割以上に出席し訓練を修了しても、最初の訓練日数10日間の出席日数が8割を下回れば支援給付金は支給されない(訓練最終月の出席の実績及び訓練の修了の成果が考慮されない。)
- ② 最初の訓練日数10日間の8割以上に出席すれば、以後の訓練をすべて欠席し訓練を修了しなくとも支援給付金は支給される(訓練最終月の出席の確保及び訓練の修了に向けたインセンティブが不十分である。)
- ③ 前月の訓練の出席日数が8割以上であっても、訓練最終月の最初の訓練日数10日間の出席日数が8割を下回れば支援給付金は支給されない(訓練最終月の前の月の出席状況が考慮されない。)

(注) 厚生労働省では、本件申出があった旨の当省からの通知及び行政苦情救済推進会議における本件申出に係る審議が行われた後の平成22年8月9日に、訓練最終月の支給要件の一部を変更し、前月の訓練日数の8割以上の出席に加え、前月の訓練日数と訓練最終月の最初の訓練日数10日間とを通算した訓練日数の8割以上に出席した場合に、支援給付金を支給することとしている。

(2) 支援給付金が支給されるまでの期間

支援給付金は、訓練実施機関が訓練受講者の支給申請書を取りまとめ、所轄の公共職業安定所で訓練への出席状況等の確認を受けた上で支援事業の実施主体である中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）に係書類と共にこれを送付し、中央協会が審査して支給することとされている。また、中央協会の定めた「訓練・生活支援給付支給要領」では、各月、15日までに申請書が到着した分は当該月の末日までに、16日以降末日までに到着した分は翌月15日までに訓練受講者が指定した金融機関の口座に振り込むことにより支給すると規定されており、中央協会では、週1回原則として金曜日に支援給付金の振り込みをしている。

このため、実際に訓練受講者に支援給付金が支給されるまでは、支給申請からおおむね2週間から3週間までの期間を要している。

3 見直しの必要性

前述のとおり、厚生労働省では、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、訓練期間中の生活給付として支援給付金の支給等を行う支援事業を緊急・暫定的な事業として実施している。厳しい雇用失業情勢が続く中、多数の求職者が支援事業を活用しており、支援事業についてはよりの確かつ効果的な実施が求められている。

しかし、本件申出のように、支援給付金の支給要件について訓練受講者に対して周知が十分に図られておらず、支援給付金を受給できなかった事案が発生している。また、支援事業の支給要件には、訓練への出席状況や訓練の修了の成果が十分に考慮されないなどの問題がある。

一方、現在、厚生労働省では、求職者支援制度の創設に向けた検討を行うとする政府の方針（「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定））を受けて、緊急・暫定的な措置として実施している支援事業を平成23年度以降新たな就職者支援制度としていくための審議を労働政策審議会に諮問し、同審議会職業安定分科会雇用保険部会及び職業能力開発分科会において、調査審議が行われているところである。

したがって、厚生労働省は、雇用保険を受給できない求職者に生活の支援をしながら職業訓練の機会を提供し、その就職を促進する支援事業について、

よりの確かつ効果的な実施を図る観点から、支援給付金の支給要件を訓練への出席状況及び訓練の修了の成果を考慮したものとするよう見直すとともに、新たな求職者支援制度においても、これらを踏まえた支給要件とするよう検討する必要がある。

また、支援給付金は、訓練受講者の訓練期間中の生活給付を行い訓練への出席を円滑にするものであることを踏まえ、支給申請から支給までの期間を短縮することについて併せて検討する必要がある。